

明王台小学校 生徒指導規程

2017年（平成29年）
福山市立明王台小学校

～はじめに～

子ども達を取り巻く社会環境が大きく変化している今日、児童の健全育成に当たっては、児童一人ひとりの規範意識や自律心を高め、社会的自立を進めていくことが重要となってきた。そのような状況の中、児童自身が規範意識を高める取組みを進めるとともに、児童が安全に、安心して学び、生活ができる環境づくりを推進するために、生徒指導の規準となる「明王台小学校生徒指導規程」を作成した。「社会で許されない行為は、学校においても許されない」「学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場である」という認識に立ち、ルールやマナーの意味や大切さを児童自身が実感できるよう、この規程に基づき、学校全体としての生徒指導の充実を図る。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童一人ひとりが安全で楽しい学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校は時間を守り、決められた通学路を安全に通る。

- (1) 登校は、地域の班ごとに並び、交通ルールを守って登校する。
- (2) 一旦登校した後は、忘れ物があっても取りに帰らない。
- (3) 下校時は、寄り道をしないで、友だちと一緒に通学路を通して帰る。
- (4) 下校後、忘れ物などがあり入校する場合は、職員室で許可を得る。用事が終わって帰宅する際は、職員室に連絡をする。

(挨拶)

第3条 学校内外では、友だちや先生、地域の方に、元気よく挨拶をする。

第4条 校長室・職員室・保健室・事務室などの出入りは、礼儀正しくする。

第5条 言葉づかいは、正しく丁寧にする。

(欠席・遅刻・早退)

第6条 欠席や遅刻、早退をする場合には、事前に保護者が学校に理由や時間などを連絡する。

(服装)

第7条 学校生活にふさわしい服(学習や活動に適したもの)を着る。

- (1) 名札は、左胸に安全ピンで付け、学年バッジも付ける。
- (2) 靴は運動に適したものを履く。
- (3) 登下校中、寒い時は、防寒着(ジャンパーなど)や、手袋、マフラーなどを着用してもよい。但し、教室では、着用しない。
- (4) 体操服は、規定の体操服を着用する。
- (5) 半袖で寒い時は、長袖の体操服を着てもよい。半袖の時、長袖のアンダーシャツのようなものを下に着用しない。

(持ち物)

第8条 持ち物には必ず名前を記入する。

第9条 防犯ブザーは、毎日持ってくる。

第10条 次の物品については不要物とし、学校内での所持については、担任等による一時預りとする。

- (1) 携帯電話・ゲーム機・カード・音楽プレイヤー機器類
- (2) 漫画・雑誌類
- (3) 刃物類
- (4) 菓子類
- (5) その他、必要のないもの

(学校での生活)

第 11 条 『明王台小学校のきまり』(別紙)を守って生活する。

第 3 章 校外生活に関すること

(校外での生活)

第 12 条 児童だけで校区外に出ない。

第 13 条 ゲーム場、ゲームコーナーへの出入りをしない。

第 14 条 人に迷惑をかけることや、危険な遊び(爆竹, BB 弾, 火遊びなど)をしない。

第 15 条 お金の貸し借り, おごり合いはしない。

第 16 条 自転車は、交通ルールを守って安全に乗る。

第 17 条 自転車は公民館駐輪場にとめ、校内に乗り入れはしない。

第 18 条 長期休業中は『夏休みのくらし』や『冬休みのくらし』『春休みのくらし』(別紙)を守って生活する。

(事故)

第 19 条 校外で何らかの事故にあった場合は直ちに学校又は担任に連絡する。

第 4 章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第 20 条 以下のような問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1)児童間のけんか、暴力・暴言、いじめ
- (2)対教師暴力・暴言
- (3)建造物、器物破損
- (4)金品強要・恐喝
- (5)甚だしい授業妨害
- (6)窃盗・万引き
- (7)飲酒・喫煙
- (8)その他、法令・法規に違反する行為
- (9)本校のきまりなどに従わない行為
(指導無視及び暴言等)
- (10)その他、学校が教育上指導を必要とする
と判断した行為

(特別な指導)

第 21 条 特別な指導は、次の通りを行う。

- (1)説諭, 反省文を書かせるなど, 発達段階に応じた指導を行う。
- (2)原則, 複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて, 管理職も指導に入る。
- (3)保護者の来校を求めたり, 場合によっては, 関係機関と連携をとったりして, 事後指導の充実に努める。
- (4)必要に応じて, 別室指導を行う。
- (5)記録を残す。

(建造物, 器物破損)

第 22 条 建造物, 器物破損については, 弁償すべきものは弁償とする。

(別室指導)

第 23 条 別室指導は、次の通りを行う。

- (1)児童が自らの行為を反省しよりよい充実した学校生活を送るために, 今後の展望や目標を持つことのできる場とする。
- (2)児童の思いを聞いたり, 一緒に話し合ったりして, 児童自らの内面を見つめさせることで, 自己変革ができる場とする。
- (3)別室指導を行う際には, 必要に応じて, 教科の課題を用意したり, 別途学習計画を立てたりして, 児童の学習に遅れがないようにする。